

研究データ用大型ストレージの利用に関する申合せ

令和7年7月24日

(趣旨)

第1条 この申合せは、「琉球大学研究データポリシー」の規定するところより、研究者による研究データの管理および公開に関する環境を整備し、利活用を促進するため、研究データ用大型ストレージ（以下「大型ストレージ」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この申合せにおいて、「研究データ」とは、本学の研究活動を通じて収集又は生成されたあらゆるデジタルデータをいう。

(システム)

第3条 本学において大型ストレージにデータを格納するためのツールとして、国立情報学研究所(以下「NII」という。)が提供する研究データ管理システム(以下「GakuNin RDM」という。)を利用する。

(利用者)

第4条 大型ストレージを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の役員
- (2) 本学所属の教職員
- (3) その他研究共創構長（以下「機構長」という。）が 適当と認めた者

(GakuNin RDM の利用)

第5条 本学における GakuNin RDM の利用にあたっては、NII が定める以下の規程等に従うものとする。

- (1) 国立情報学研究所研究データ管理基盤利用規程
- (2) 国立情報学研究所研究データ管理基盤利用細則
- (3) 国立情報学研究所 GakuNin RDM プライバシーポリシー

(利用申請)

第6条 大型ストレージの利用申請は第4条に定める利用者のうち、以下のすべての条件を満たす者が行うことができる。

(1) 100GB を超える研究データストレージを必要とする研究活動を行っていること。

(2) GakuNin RDM の利用するための ID を取得済みであること。

2 前項に掲げる条件を満たした上で大型ストレージの利用を希望する者は、利用申請書（別紙様式 1）または本学が提供する方法により機構長に申請し、許可を得なければならない。

（利用データの移行）

第 7 条 利用者は自身の研究データを他機関のストレージに移動させる必要等が発生した場合、自身の責任において移行を行うものとする。

（利用の停止およびデータの削除）

第 8 条 利用者が利用の要件を満たさなくなった場合は、大型ストレージのアクセス権も喪失する。

2 本学は、利用者が本学の所属員としての身分を喪失した後、機関としての研究データ保存年限を超過していることを確認できた場合、当該利用者が大型ストレージに保存したデータを削除することができる。

（大型ストレージの廃止）

第 9 条 機構長は、大型ストレージの提供を廃止する場合、研究共創機構会議の承認を経た上で、各部局等の長へ少なくとも 6 ヶ月前までに予告するものとする。

（免責）

第 10 条 本学は、利用者への大型ストレージの提供については最善を尽くすが、利用者が大型ストレージを利用したことにより被った損害、その他大型ストレージに関連し被った損害について一切の責任及び負担を負わない。

（庶務）

第 11 条 大型ストレージに関する庶務は研究推進課にて処理する。

（改廃）

第 12 条 この申合せの改廃は、研究共創機構会議の議を経て、機構長が行う。

この申合せは、令和 7 年 7 月 24 日から実施し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。